

平成30年第2回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成30年6月4日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第41号 地域経済牽引事業の促進に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例について
- 日程第4 議案第45号 本巢市土地開発公社の解散について
- 日程第5 議案第46号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について
- 日程第7 発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 杉山 昭彦

議会書記 坪内 重正

議会書記 大久保 守康

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 若原敏郎君と14番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 議案第40号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第2、議案第40号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第41号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第3、議案第41号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

地域未来投資促進法の概要ということで、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律ですが、市として基本計画を始めるということですが、これはどのように進めら

れるのか、説明をお願いします。

○議長（鐔本規之君）

産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

市町村におきましては、国と地域経済を担う事業者を支援するというので、この計画につきましては民間事業者、それから官民連携型ということで国が事業を承認されます。

事業の内容につきましては、地域経済牽引事業の要件の適合性があるか、活用する地域の特性、またそういった分野に該当するのか、また付加価値を創出するものがあるのかとか、地域の事業者に対する経済的効果があるのか、こういったものを県の基本計画に基づきまして、市として計画をつくるということでございます。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第45号（質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第4、議案第45号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第45号については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第46号（委員会付託省略）

○議長（鰐本規之君）

日程第5、議案第46号を議題といたします。

お諮りします。平成30年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会で、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会で、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会でそれぞれ協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第46号については委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定しました。

日程第6 請願第1号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第6、請願第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

所得税法第56条の廃止を求める請願ということでございますが、この請願につきましては過去、私が覚えがあるうちでございますが、本巢市議会において、2回、3回と同じ請願が出され、本巢市議会としては、その都度否決をしてきたという経緯がございます。

きょう聞きたいのは、また同じことを出されてきたわけなんですけど、ということは、何かこのことに関する社会的情勢が大きく変化することがあったのか、あるいは、特段56条があることによつて税制上大きな不利益をこうむるとか、そういったことに変化したのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

提案者、澤村議員。

○6番（澤村 均君）

お答えします。

この請願ですが、近年では世界100カ国以上でこの56条の廃止が行われています。進んでいます。

そこでもって基本的な部分で、日本の税制で白色申告が基本であるという観点はいささかも変わらないものであり、青色申告が特例であるという基本部分をきちっと考えていただければ、この問題の根底がわかると思いますが。

[挙手する者あり]

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

私が質問したのとちょっと違っていて、本巢市議会においては、過去にも2度、3度といった同じ内容の請願が出されて、それをその都度否決をしていったという経緯があるわけです。それは御理解いただきたいと思いますが、その上でまたこの請願を出されたということについて、同じ本巢市議会に出されたということについて何か大きな変化が、これをまた出してくる変化があったのかということを知りたいわけであります。

○議長（鐔本規之君）

提案者、澤村議員に申し上げます。

質問に対して明確にお答えを願います。

○6番（澤村 均君）

国内で100以上の自治体でこの請願が通っております。昨今では、池田町では満場一致で採択されたと聞いております。

この請願者の意図は、働く婦人の地位の向上という意味でいささかも揺るぎなくこの問題を取り上げている部分においては、請願者の意図が私は十分に伝わっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

議長、私が問うたことには答えていないと思うんですが、本巢市議会では過去2回、3回と同じ内容のものが出されて、その都度、理由を述べて否決をしていった経緯があるんですよね。それで、今、澤村議員が言われたのは、過去に出されたときも同じ理由で、この請願の理由として説明をされておったわけです、過去にやられた人も。その上において、あえてまた同じことを2回、3回と否決した本巢市議会にこの請願を提出したと。そこについては、何か大きなほかの変化があったのかどうか、それを私はお聞きしておるわけでございますので、その点よろしく願います。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩します。

午前9時12分 休憩

午前9時12分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開します。

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

昨今情勢が変わったという点では、国連で討議されています。

これは新聞紙上の切り抜きなんですけど、それに踏まえて池田町でも採択されたという動きが変わっている。ほかの地域では変わっているから今回も出されたという趣旨だと思います。

この点については請願者の意図がどこにあるかという部分はさておき、地域で、県内でもそういう採択された議会があるという部分で出されたものと思います。以上です。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

[挙手する者あり]

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

よくわかったか、わからないようなことなんですけど、本巢市議会においては、過去にこの議会で扱ったのは当然このメンバーではございませんので、新しい議会になったということで出されたというふうな理解もして、この質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

16番 大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

今やめようかと思っておりましたが、議長がちらっと見るもんで。

そもそも論で言うと、今、澤村議員が2回も3回もそのときに論じられたことなんですけど、白色申告が基本であるというようなことからこういうことが起きておるんだというようなことを言われておると思います。私も自分で縫製業をやっておりましたので、その当時は白色で申告して、それからいろいろ商工会の指導もあったりなんかして、青色申告にしたほうがいいですよということで青色申告をして、家内の専従者給与を計上して、それが認められていって、結果的には節税というようなことになったと思います。それから、今はもう当然やっておりませんが、そのことがあって自分自身としてはそういう記帳ができると、3月15日までに申告ができる。申告も自分でできるというふうに、自分なりにこのことをやったことによって自分にとっては物すごいプラスになったなあと、今も役立っておるなということを思っています。

この文面を読みますと、とにかく払わないように払わないように、そんなふうに思えて仕方がありません。家族従業者は社会保障や行政手続の面では不利益を受けておるという、その辺も全く僕にはわかりませんし、人権を認めていないということも書いてありますけど、そんなふうに扱

っておるようなことは到底考えられません。中身についても、僕はもっとすっきりと出す、どうせ出すならすっきり出したほうがいいのではないかと、そんなことを思って、その辺のことで見解をお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

提案者、澤村議員。

○6番（澤村 均君）

青色申告が有利だという、これは税務署のほうの都合であります。

自主申告というのは基本的に自分で決めて申告するものであり、これを青に誘導して、それに伴ってやったほうがいいのかというのは個人的な意見ではないかと私は思いますが。

〔挙手する者あり〕

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

全く基本的に考え方が違うのかもわかりませんが、我々としては、日本国民として当然税金を払っていくという、その観点からすれば、もうちょっときちっとしたことをやって、納得のいく税の治め方をするのが、僕は日本人の務めかなと思います。これは見解が違いますので、だめでしょうけど、そういうことで何回も何回も出されて、それなりの理由を述べられますけど、結局そのところにあるのかなと、そんなふうに思います。見解をどうぞ。

○議長（鰐本規之君）

提案者、澤村議員。

○6番（澤村 均君）

私も請願者も日本人であります。納税義務はわかっております。ここで訴えているのは働く婦人の控除される額が少ない。基本的な労働に対する対価の部分の控除額が少ないということがきちっと書いてあります。その辺を踏まえて、これは税金を払いたくないからというふうじゃなくて、働く婦人の地位向上ということを基本において書いてあると思いますけど、もう一回熟読をお願いします。

○16番（大西徳三郎君）

もういいです。見解が違いますからいいです。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第7 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第7、発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案者に提案理由の説明を求めます。

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

それでは、発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案者として提案の理由を説明申し上げます。

改正の理由は、議会改革の一環として委員会における議案審査の充実を図るため、常任委員会として予算決算委員会を設置し、予算及び決算の審査を行えるように改正するものであります。

改正の内容につきましては、第2条第2項の常任委員会に予算決算委員会を新たに加え、委員定数は議長を除く15人として、委員会の所管事項は予算及び決算に関する事項といたします。また、予算決算委員会の委員会設置に伴い、総務企画委員会、文教福祉委員会及び産業建設委員会の所管事項から予算決算委員会の所管に属する事項を除くよう改正するものであります。

なお、この条例を施行した場合は、改正前と改正後の委員会が同一の委員会として認められなくなり、改正前の条例による常任委員の身分の喪失や付託を受けていた案件が消滅することにより、附則において経過措置として次の事項について規定をいたします。

改正前の規定による各常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の規定により選任されたものとみなし、その任期は改正前の委員の任期と同一にすること。

新しく選任された予算決算委員の任期についても、他の常任委員会委員と同一にするものとする

こと。

改正前の委員会に付託されていた審査案件は、改正後の規定による常任委員会に付託されたものとみなすこと。

以上の3点について規定するものであります。

以上、皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由の説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

散会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月14日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、付託表と委員会の日時については、お手元に配付したとおりです。

念のため、各委員会の開催日時と場所を申し上げます。

総務企画委員会は6月19日火曜日午前9時から本庁3階第1委員会室にて、文教福祉委員会協議会は6月20日水曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて、産業建設委員会協議会は6月21日木曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にてそれぞれ開催します。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午前9時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 若 原 敏 郎

署 名 議 員 瀬 川 治 男

